

平成27年  
施政方針

小 城 市

## 施政方針

平成 27 年第 1 回小城市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。本定例会に上程した議案の審議をお願いするにあたり、平成 27 年度の施政方針の一端について述べさせていただきます。

国内の情勢をみると、昨年 12 月、第 3 次安倍政権が発足し、年末には「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、今年 1 月には全体で約 3.1 兆円規模の平成 26 年度補正予算が上程され、2 月 4 日に成立しました。

地方財政分野では「地域住民生活等緊急支援のための交付金」事業を創設し、「地域消費喚起・生活支援型」に 2,500 億円、「地方創生先行型」に 1,700 億円を計上し、地域活性化による経済回復を目指しているところです。

安倍首相は、平成 27 年を「地方創生元年」と強調し、国が策定した『まち・ひと・しごと創生のための総合戦略』に基づく施策の積極的な展開、実効性のある地方活性化に対する支援・取り組みを指示しています。また、国は地方自治体に対して、地方における「人口ビジョン」に基づく「地方版総合戦略」の策定を求めています。

本市においては、この人口減少問題と地方創生の展開について、国・県の動向をしっかりと把握しながら、本市の特色を活かした「小城市版総合戦略」の策定について早急に検討していきたいと考えています。その際には、現在基本構想の策定作業を進めている第 2 次総合計画やアイル資源磨き構想と連携しな

から、整合性のある対応を図っていく必要があると考えています。

市政を取り巻く社会・経済情勢を見ますと、安倍内閣は、発足当初からデフレからの脱出、経済回復を最優先の目標に掲げ、金融・財政諸政策を講じると同時に、民間投資を喚起する「成長戦略」を打ち出し、実質 GDP 成長率 2%維持を成果指標とする「アベノミクス」を推し進めてきました。そして、国内景気が緩やかに回復していくなか、消費税率引き上げに伴う景気の腰折れを回避するために 5 兆円規模の「好循環実現のための経済対策」を盛り込み、平成 26 年 4 月に従前の 5%から 8%へ消費税率の引き上げを行いました。

しかし、消費税率の引き上げが国内消費に及ぼした影響は予想以上に大きく、平成 26 年 7 月から 9 月の国内総生産（GDP）の第 2 次速報では、年率換算マイナス 0.5%と低調な結果が明らかになり、安倍内閣は平成 27 年 10 月に予定されていた消費税率 10%への引き上げを見直し、平成 29 年 4 月に先送りをする方針を決定しています。

最近の佐賀県内の経済情勢について、佐賀財務事務所は「県内経済は一部に弱さがみられるものの、引き続き緩やかに持ち直しつつある」と分析しています。先行きについては、「雇用の持ち直しが続くなかで、各種政策の効果もあつて景気回復に向かうことが期待されるが、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクになっており、原材料価格の動向などとあわせて注視する必要がある」と指摘しています。

本市の財政状況を見ると、平成 25 年度決算の歳出ベースでは、平成 24 年度の 206 億円を上回り、約 208 億 7,000 万円と年々増加傾向で推移してきています。こうした予算規模の拡大の背景には、市町村合併による「普通交付税の算

定替えの特例」による補填措置と合併特例債の活用、合併後の扶助費や普通建設事業費などの財政需用の拡大、また緊急経済対策による交付金事業の創設があります。

しかしながら、平成 27 年度以降は普通交付税の合併特例措置がなくなり、5 年間で段階的に現状の本市規模で算定される交付税額に縮減され、最終年度には約 18 億円の交付税の削減が見込まれます。一方、国は最近になって、市町村合併を実現した地方自治体について、広域化により強化された支所機能や統廃合できない公共施設の維持管理など、合併しても削減困難な経費が存在することを踏まえ、合併後の実情に応じた形で交付税の算定方法を見直し、新たな財政支援を図るという方針を明らかにしています。

いずれにしましても、交付税に収入の多くを頼らざるを得ない本市の財源は、今後も不透明で厳しい状況にあるといえます。

経費の面から見ると、今後も社会保障費や医療費、子育て支援費関係の支出が伸びていくなかで、起債の償還のための公債費の比率も高くなってくると予想されます。収支のギャップは、基金の取り崩しにより充当する状況にあり、市税やふるさと納税をはじめ自主財源等歳入の確保を図りながら、限られた財源を有効に活用したメリハリのある予算、全体枠の削減を強く意識した予算編成を行っていく必要があると考えております。

平成 27 年度予算編成にあたっては、限られた財源の中で小城市総合計画に掲げる将来像「薫風新都～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～」の実現に向け、平成 26 年度に引き続き行政評価の手法を導入しています。総合計画の後期基本計画に位置づけられた 35 施策について相対的な施策評価を行い、「平成 27

年度の施策毎の方針」を決定しました。この方針を踏まえて事務事業の貢献度、優先度の検討を加え、その結果を予算編成に反映する作業を行っています。

平成 24 年度から 28 年度までの 5 年を期間としている後期基本計画では、重点施策として、①市街地の整備、②循環型社会の形成、③子育て支援の充実、④生涯学習の充実、⑤商工業の振興と新産業の育成、⑥市民と行政との協働体制の確立、という 6 つの施策を位置づけています。

これらの重点施策の成果向上に力を入れながら、施策全体の成果を底上げしていくような事業展開を進めていますが、特に、平成 27 年度においては、これまで以上に成果向上を目指す「重点配分施策」として「道路・交通網の整備」と「子育て支援の充実」の 2 施策を位置づけています。

この 2 つの「重点配分施策」の概要について説明します。

まず、「道路・交通網の整備」については、基本事業の 1 つに「高速交通体系整備の促進」を掲げています。物流や観光などの人的交流に大きな役割を果たす動脈である長崎自動車道の小城パーキングエリアへの ETC 専用スマートインターチェンジの整備に引き続き取り組んでいきます。

また、安心して利用できる安全な市道の整備に関連して、高規格道路である有明海沿岸道路に接続する市道の改良や市道全般の維持管理には、社会資本整備交付金等を活用して取り組みます。その他、老朽化した橋梁についても長寿命化のための対策を講じ、安全確保を図ります。

「子育て支援の充実」については、後期計画の「重点施策」のひとつですが、平成 27 年度はさらに「重点配分施策」として位置づけています。

わが国では、少子化・核家族化の進展に伴い地域のコミュニティ力が脆弱に

なり、地域社会のなかで孤立する家庭、また離婚等による「ひとり親家庭」が増加し、「子どもの貧困」や「児童虐待」が社会問題化しています。

子育て支援の充実を図るための施策・事業として、困り感のある家庭に支援の手を差し伸べ、保護者や子どもの状況に応じた適切な支援を行うための相談体制を充実していくことが重要であり、その対応を図っていきます。

そして、平成 27 年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に対応して「小城市子ども・子育て支援計画」を策定し、この計画に基づく幼稚園・保育園、児童クラブ等の運営事業をはじめ、様々な子育てニーズに対応する支援事業の推進に取り組んでいきます。

次に、総合計画の後期計画で示した 6 つの重点施策のうち、ただ今説明した子育て支援の充実を除く 5 つの施策について、概要を説明します。

「市街地の整備」の施策については、引き続き少子高齢化や人口減少社会が進展する将来を見据え、都市計画マスタープランと土地利用方針に基づく特色ある拠点づくりに取り組めます。

特に、小城中心拠点地区の中心市街地活性化事業については、拠点となる「小城市まちなか市民交流プラザ」（仮称）の建設を完了し、平成 28 年 1 月のオープンを目指します。

また、交流プラザ建設に伴って小城公民館の移転が予定されていますが、この移転後の公民館跡地に、西九州大学が 4 年制の「地域看護学部」（仮称）を新設する構想を明らかにしています。これに対応して、民間レベルでは「小城市への大学等誘致促進期成会」を設立され、市民の皆様も看護学部を誘致することが小城地区中心市街地の“にぎわい”の創出につながると期待されていると

感じています。本市としましては、現小城公民館周辺の文教地区について都市再生整備計画の策定を進め、西九州大学地域看護学部の誘致のための条件整備を図っていきます。

こうした事業の展開により、人々が集まる魅力ある景観を備え、安全で快適な中心性の高い市街地の形成につながるものと考えています。

次に、「循環型社会の形成」の施策については、ごみの分別化による焼却ごみの減量化を推進します。そのため、廃棄物の再利用・再資源化によるリサイクルの推進等、4R 運動の徹底を図る必要があります。市民や事業所向けの広報・啓発活動に積極的に取り組みます。そして、間伐材を利活用した生ごみ処理について保育園や福祉施設に協力していただきながら、その有効性を市民に広めたいと考えています。

次に、「生涯学習の充実」の施策については、市民が主体的な学習ができるよう拠点施設である公民館や図書館の学習環境を充実するとともに、市民協働の視点を取り入れて地域活動を支援していきます。また、社会教育団体の活動の活性化と団体の自立に向けた支援を促進します。地域の特性を活かした自然体験や講座の開催など、きめ細かい生涯学習プログラムを整備して地域に貢献できる生涯学習活動に取り組みます。

次に、「商工業の振興と新産業の育成」の施策については、活気あるまちづくりを支える商工会議所や商工会と連携しながら、市内商工業者の経営体質の強化と後継者の育成を支援します。また、ふるさと納税制度の活用など、販売額の増加につながるよう小城市特産品の販路拡大に取り組みます。そして、工業団地「小城蛍の郷ファクトリーパーク」への企業誘致を進め、市内商工業の活

性化や雇用創出の機会につなげていきます。

次に、「市民と行政との協働体制の確立」については、地域団体や市民活動団体の代表で構成される「協働によるまちづくり検討委員会」で、地域における協働推進体制や協働のルール・仕組みづくりについて議論を深め、本市に適した協働のまちづくりに取り組みます。

また、平成 28 年 1 月にオープン予定の「小城市まちなか市民交流プラザ」（仮称）の 2 階に中間支援機能を持つ「小城市市民活動センター」を設置し、市民や様々な C S O 団体の情報交換、活動・交流の拠点として運営を行っていきます。

これらの重要施策に加えて、総合計画の政策に沿った主な施策・事業の概要について説明します。

まず、「県央に光る交流拠点のまち」の政策の中で、主な施策事業としましては、「住宅環境の充実」の分野では、良好で低廉な住宅を必要とする市民ニーズに対応し、牛津地区の市営住宅の建替事業を推進していきます。これは、牛津地区に点在する 4 つの市営住宅を廃止して牛津駅南に集約し、4 階建て 2 棟を建設して統合するもので、平成 27 年度は 1 期工事に着手していきます。

その他、「計画的な土地利用の推進」の分野では、中心市街地活性化基本計画の取り組みと連携して、都市再生特別措置法における「立地適正化計画」を策定していきます。

「情報化の推進」の分野については、平成 26 年度に引き続き、「社会保障・税番号制度」、いわゆるマイナンバー制度に対応して各種行政システムの改修を進めていきます。また、平成 29 年 7 月以降、国と各地方自治体との情報連携が



スタートし、『番号制度』が完全に動き出すようになると、行政サービスや行政内での業務のやり方が大きく変わると予想されています。この基本のシステムに各自治体が付加価値をつけて独自の市民サービスにつなげていくか、自治体の力（知恵・工夫）が問われる課題です。

平成 27 年 10 月からは、市民への個人番号の通知が実施される予定であるため、その対応を図っていくこととなりますが、同時にこのシステムを活用した新たな行政サービスのあり方等について検討していきます。

次に、「自然と共生する快適で安全・安心なまち」の政策の中で、主な事業の取り組みとしましては、「自然環境・景観の保全と創造」の分野では、エコ活動や地球温暖化防止に関する環境教育・啓発活動に取り組めます。

「下水道の整備」の分野では、小城処理区の事業推進を図りながら、供用開始区域の拡大を目指します。また、下水道の接続率の向上のため未接続家屋に対する働きかけを強化します。

「消防・防災体制の充実」の分野では、地域の安心・安全を確保するため、消防力の向上を図るとともに、市民の防災意識と地域防災力の向上に向けた支援、そして ICT を活用した効率的な防災体制の構築に取り組めます。また、地域防災計画等の見直しを実施し、防災備蓄物資の整備等、災害に備えた防災対策の推進を図っていきます。

「交通安全・防犯体制の充実」の分野では、通学路を中心とした交通安全環境について効率的な整備を図っていきます。また、LED 防犯等の整備支援などを介して、市民や地域団体と協働して防犯意識の向上に取り組めます。

次に、「健康・福祉日本一を目指すまち」の政策の中で、主な事業の取り組み

として、まず「保健・医療の充実と健康づくり」の分野については、総合的な健康づくりのあり方を検討していきます。このことについては、「アイル資源磨き構想」に関する調査・研究の中で、市民にとって「健康」がまちづくりの根幹、柱のひとつになるという考え方が示されていることから、実効性のあるビジョンの検討を進めていきます。

また、疾病の早期発見・早期治療のために総合健診受診率の向上に努めるなど、医療費の削減につながる予防対策に重点を置いた取り組みを推進します。市民病院の運営につきましては、今後の自治体病院としてのあり方について検討し、その方向性を探っていきます。

「生涯スポーツの充実」の分野については、市民一人ひとりが各種スポーツに関わりあえる環境づくりを目指し、体育館やグラウンド等が安全で充実するよう施設整備に取り組みます。

「高齢者福祉・介護」の分野では、住みなれた地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。このため、要介護の状態にならないよう介護予防に重点を置いた取り組みを進めます。

「障がい者福祉の充実」については、地域で自立した生活が送れるよう地域生活支援事業を推進していくと同時に、就労支援・就労継続支援を充実していきます。また、障がいがある方の日常生活の動作能力を回復する目的で行われる医療助成として自立支援医療に取り組みます。

「社会保障の充実」の分野では、生活保護世帯に至る前の段階の生活困窮世帯の経済的自立の支援と生活意欲の向上を促す「生活困窮者対策」に取り組み

ます。また、生活保護世帯に対するセーフティネット支援に取り組みます。

次に、「子どもの笑顔が輝き歴史と文化を誇れるまち」の政策の中で、主要な事業の取り組みとしては、まず「幼児教育・学校教育の充実」に積極的に取り組みます。

平成27年度からは、教育委員会制度が大幅に改正されますが、本市における教育行政の遂行についてはこれまでどおり、原則として教育長をはじめとする教育委員会での議論や方針を尊重し、本市の「教育振興基本計画」に基づく事業展開を推進します。学校教育については、家庭や地域との連携・協力を得ながら子どもたちの基本的な生活習慣、家庭学習習慣の定着を図るとともに、ICTの利活用による学力向上や心の教育の充実等、教育的成果の向上を目指します。学習環境の整備の面では「市立学校教育施設整備計画」に沿って、牛津小学校の大規模改修事業等をはじめとする施設整備に取り組みます。

また、幼児教育については、本市の「子ども・子育て支援計画」に基づき、保育事業と連携した展開を推進します。そして、公立幼稚園については、今後のあり方に関する方針に基づき、民営化等の検討を進めます。

「芸術・文化の振興と文化財の保存・活用」の分野については、伝統芸能や芸術・文化団体の指導者の育成を支援し、市民の文化・芸術活動が活性化するような環境づくりに努めます。また、「屋根のない博物館構想」に基づく文化財の保存・活用を図ります。

「国際化、交流活動の推進」の分野については、まず友好姉妹都市である鹿児島県南九州市との間で民間レベルでの交流活動が活発になるように、市民に向けた情報発信に努めます。また、国際交流の側面では、以前から交流がある

中国<sup>せつこうしょう</sup>浙江省<sup>かこうし</sup>嘉興市<sup>かいえんけん</sup>にある海塩県との交流活動を推進していきたいと考えています。その1つの契機として、行政、議会、各種業界団体等で編成するメンバーによる訪問を実現し、まずはお互いの経済交流、そして将来的には子どもたちのスポーツや文化交流に広がっていければと思っています。そして、海塩県との交流活動については、佐賀県とも連携を取って進めていきたいと思ひます。

次に「交流と連携による質の高い元気産業のまち」の政策のなかで、主要な事業の取り組みについて、まず「農林業の振興」の分野では、農業生産基盤の整備・充実とともに担い手の法人化等、農地の集積を進めて経営規模の拡大を図るとともに、優良農地の確保と耕作放棄地の解消に取り組みます。また、6次産業化に向けた展開として、農林水産物の付加価値を高めた特産品開発の支援等を促進します。

「水産業の振興」の分野については、市の漁港の指定を目指した申請に係る調査や沿岸漁場の保全のための整備事業、また漁業生産の基盤や漁船の安全性向上を目指すため、福所江漁港の漁船保管施設を造成する県営漁港高度化事業を推進します。

「観光の振興」の分野については、「清水竹灯り」や「小京都小城ホテルの里ウォーク」など主力イベントの県内外に向けたPR活動について、他市町と連携した広域的な展開を目指します。また、市内の伝統行事等、歴史や文化を活かした新たな観光ルートの開発やPR活動についても積極的に取り組みます。そして、小城市観光協会の自立に向けた組織体制の強化と拠点づくりを支援します。

次に、「共につくる新しいまち」の政策の中で、主要な事業の取り組みとしては、まず「人権尊重社会の確立」の分野については、すべての市民が連携し、共に生きる人権尊重社会を築いていく取り組みが必要です。学校・地域・家庭・職場など、多くの場や機会を通じて人権教育・啓発の推進に取り組むとともに、人権問題に関する相談窓口、支援体制の充実を図ります。

「男女共同参画社会の形成」に向けた分野では、行政自らが施策や方針の決定過程である審議会や委員会での女性委員登用を促進します。また、男女が均等な労働・雇用の機会、待遇の確保に向け、市内事業所等への啓発活動を推進します。その他、社会問題化しているDV等被害者の支援については、相談窓口の充実と市民への啓発に取り組めます。

「自立した行政経営の確立」の分野については、今後も厳しい状況が続くと予測される本市の財政状況を踏まえ、行政評価制度を活用した行政運営の改革・改善に取り組み、行政サービスの維持・向上を図ります。また、「第3次行政改革大綱」に基づいて策定する改革プランの着実な実行により、行政運営の改革・改善を目指します。同時に、市が管理する公共施設については、総合的かつ計画的な管理を行うための「公共施設等総合管理計画」の策定に向けた作業を進めます。

その他、自主財源の確保を図るため、平成26年度に引き続いて「ふるさと納税」の促進を目指します。そして、今日的な行政課題に効率的に対応できる組織・機構の改革に取り組み、人材の育成と資質の向上に努めます。

以上、小城市総合計画の各政策及び施策をベースとした方針と主要な事業の一端を述べさせていただきました。

後期基本計画は、平成 27 年度で 4 年目の取り組みになります。今後も施策毎に設定した成果指標の達成に向けて、行政と市民、事業者が一体となって取り組み、市民の皆様「住んでよかった。これからも住み続けたい」と思っただけの魅力あるまちづくりを進めます。

また平成 26 年度からは、平成 29 年度から 37 年度までの 9 年の計画期間を設定して取り組む「第 2 次総合計画」の基本構想・基本計画の策定作業を進めているところです。現在取り組んでいる総合計画後期計画の成果を検証しながら、第 2 次総合計画の前期計画の目標や成果指標の設定につなげていきます。

最後に、新たな“まちづくり”の目標として掲げた「アイル温泉とその周辺の資源磨き構想」については、平成 26 年度は専門家のアドバイスや調査協力を得ながら基礎的研究を深めてきました。同時に、市職員と学生によるワークショップ等を実施しながら課題の洗い出しや、情報共有の意識づけを図ってきました。平成 27 年度は、その成果を継承しながら、温泉・スポーツ・医療を連携させ、「健康」・「運動」を柱とする“まちづくり”の方向性を明らかにする「アイル資源磨き構想」の策定に取り組めます。

冒頭に説明した「地方創生」の趣旨を簡潔に表すと「人口減少に歯止めをかけ、地方の実情にあった活力の再生を目指すこと」です。この目的を達成するためには、「小城市版総合戦略」の策定が必要不可欠で、この総合戦略の中で個別に施策に取り組んでいくことになります。そして、この総合戦略の施策・事業の柱として位置づけられるのが「アイル資源磨き構想」だと考えています。平成 27 年度は、この資源磨き構想及び個別計画の策定を急ぎ、その後、総合戦略の推進と共に事業展開していく方針です。

今回、3月補正予算で提案させていただく緊急経済対策のメニューのうち「地方創生先行型」の交付金事業は、平成27年度中に策定する予定の「地方版総合戦略」の事業のひとつと位置づけるものであり、平成27年度に繰り越して取り組んでいきます。

地方版総合戦略の策定の大きなテーマであります、人口減少対策について、様々なデータの分析と地域独自の方向性の決定が、これからの小城市にとっての重要なまちづくりの起点になると考えています。

「地方創生」は、『地方における雇用創出と定住促進』が重要なテーマで、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来は「人口問題」と、人が住まなくなった家、いわゆる「空き家」の急増も意味しています。そういう視点でみると、今後は「空き家」をうまく活用した定住促進の取り組みが「まちの再生」という地域活性化にとって大切な施策・事業になると考え、この「空き家対策」に加え、「雇用創出」、「定住促進」などの課題に対して複合的に取り組んでいく必要があると認識しています。

小城市が誕生して満10年を迎えた昨日、記念式典が挙行されるなかで、私はこれからの市制の方向性について改めて思いをめぐらせていました。

小城市を構成する4つの町で培われた歴史や伝統、文化を大切に活かし、市民の皆様の声をしっかり受け止め、官民一体となった元気なまちづくりを目指すという、私の基本姿勢はこれからも同じです。しかし、これからはさらに小城市民全体がひとつの理念を強く意識し、一体感のあるまちづくりを進めていくことが大切だと考えています。そのためには、市民に分かりやすいまちづくりのビジョンを示し、市民一人ひとりの行動がまちづくりにつながるという市

民意識の醸成を心がけ、具体的な取り組みを進めていきたいと思ひます。

なお、本定例会に上程させていただひている平成27年度予算関係の詳しい内容については、別途ご説明を申し上げます。

議員の皆様には、これまでご説明いたしました内容について、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます、平成27年度施政方針の一端とさせていただきます。